

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合  
第905回（非公開会合）議事概要

1. 日時：令和2年10月8日（木）13時30分～17時00分

2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室

3. 出席者：

原子力規制委員会 山中委員

原子力規制庁 山形緊急事態対策監、田口安全規制管理官、渡邊安全規制調整  
官、川崎安全管理調査官、関企画調査官、角谷管理官補佐、義崎  
管理官補佐、照井安全審査官 他14名

中国電力株式会社 山本執行役員 電源事業本部 部長（原子力安全技術） 他8名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力安全部長 他7名

日本原子力発電株式会社 石坂常務取締役 他15名

4. 議題

(1) 中国電力（株）島根原子力発電所2号炉の重大事故等対策について

(2) 関西電力（株）美浜発電所3号炉及び大飯発電所3・4号炉の特定重大事故等対処施設に係る審査について

(3) 日本原子力発電（株）東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査について

(4) その他

5. 配布資料

資料1-1-1 島根原子力発電所2号炉 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について（別冊Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ コメント回答）

資料1-1-2 島根原子力発電所2号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表  
（大規模損壊：別冊Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ）

資料1-1-3 島根原子力発電所2号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

資料1-2-1 島根原子力発電所2号炉 重大事故等対処設備について

資料1-2-2 島根原子力発電所2号炉 重大事故等対処設備について 補足説明資料

資料1-2-3 島根原子力発電所2号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

資料2-1 美浜発電所及び大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請について【有毒ガスに関する規則改正】

資料2-2 美浜及び大飯特重施設の有毒ガス防護申請指摘事項の回答資料

- 資料 2-3 美浜発電所 3 号炉 設置変更許可申請（有毒ガス防護）補足説明資料
- 資料 2-4 大飯発電所 3、4 号炉 設置変更許可申請（有毒ガス防護）補足説明資料
- 資料 3-1-1 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設の耐震設計について
- 資料 3-1-2 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設 審査会合における指摘事項の回答
- 資料 3-1-3 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）＜地震による損傷の防止＞
- 資料 3-1-4 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料＜地震による損傷の防止＞
- 資料 3-2-1 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）＜緊急時制御室＞
- 資料 3-2-2 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料 ＜緊急時制御室＞
- 資料 3-3-1 東海第二発電所 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について
- 資料 3-3-2 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設に係る原子力事業者の技術的能力）
- 資料 3-3-3 東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設に係る原子力事業者の技術的能力）補足説明資料

## 6. 議事概要

### （議題 1）

- （1）中国電力株式会社から、資料を用いて島根原子力発電所 2 号炉の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応について説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、内容について、引き続き審査で確認することとした。
- （3）中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。
- （4）なお、事業者から対面での審査会合の開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和 2 年 6 月 24 日 第 12 回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

### （議題 2）

- （1）関西電力株式会社から、資料を用いて、美浜発電所 3 号炉及び大飯発電所 3・4 号炉の特定重大事故等対処施設の審査について説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制委員会は、今回の説明内容を含め、引き続き審査で確認することとした。
- （3）関西電力株式会社から、了解した旨の回答があった。
- （4）なお、事業者から対面での審査会合の開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和 2 年 6 月 24 日 第 12 回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

(議題3)

- (1) 原子力規制庁から、9月15日及び9月30日の原子力規制委員会 臨時会議の結果について、日本原子力発電株式会社に伝えた。
- (2) 日本原子力発電株式会社から、資料を用いて、東海第二発電所に係る特定重大事故等対処施設に関する地震による損傷の防止、緊急時制御室及び原子力事業者の技術的能力について説明があった。
- (3) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (4) 日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。
- (5) なお、事業者から対面での審査会合の開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配布資料)に基づき、対面で実施した。

以上